

## 令和5年度 山形県教育センターの経営について

令和4年度経営評価委員による年度末評価での意見・要望等	令和5年度以降に向けた取組み等
<p><b>1 経営全般、研修事業について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育センターWeb ページについても、今後も先生方の授業づくりの指針となるよう、一層の充実をお願いしたい。</li>   <li>○ 「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進」についての講座充実を期待します。</li>   <li>○ コロナ対応が緩和されても、オンライン受講が可能となるようにしていただくと、遠方の学校の方や学校を空けられない学級担任はありがたい。</li> <li>○ これまで蓄積してきた「オンライン研修」の知見を生かしながら、働き方改革にも資する研修の在り方をさらに進めていただくようお願いいたします。</li>   <li>○ 事務職員の受講できる講座を今後も配慮していただきたい。</li>   <li>○ 教員免許更新制が廃止となり、教職員の研修履歴の把握が必要となるが、なるべく本人や管理職の負担が少なくなるようなデジタルシステムを構築して欲しい。</li>   <li>○ 「働き方改革」により、自らの授業力を高める余裕は増えるものと思われる。自発的で教員の興味・特性に応じた来所サポートを利用する教員が、もっと増えることを期待します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県 ICT 教育アクションプランをもとに、昨年度の ICT 活用事例紹介等に加え、今年度は情報活用能力に関する年間指導計画等の紹介や ICT 活用モデルを作成し、それをもとにした授業デザイン演習を企画し、校内研修等の出前サポート案内を掲載しました。また、より検索しやすい構成となるよう Web ページの内容の充実と拡充を図ります。</li>   <li>○ 「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進」のための講座の充実はもちろんのこと、センター講座の在り方自体についても、この視点からの見直しに努めます。</li>   <li>○ オンライン型の研修においては、学びの時期、時間の設定の柔軟性が大きなメリットであると捉えております。それを踏まえつつ、講座の目的に照らしてどういった形の研修がベストなのか、関係機関との協議や現場の声を踏まえながら引き続き検討して参ります。</li>   <li>○ 市町村立学校の事務職員の皆様も、全ての専門講座を受講いただける形となっております。今後も全校的な学び合い文化を醸成する観点から、様々な職種の受講者同士が学び合えるようにしたいと考えています。</li>   <li>○ 令和6年度に国のシステムが稼働する予定です。これに連動した県のシステムについては、現場の負担感が少ないものとなるよう、教育政策課等と連携し検討して参ります。</li>   <li>○ 来所については、近隣地区の利用が多くなっております。遠隔地の方もサポートを受けやすくなるように、オンライン等による相談も視野に入れながら検討して参ります。</li> </ul>

○ すでに議論をさせていただいているところではございますが、教育委員会と大学が連携した形での教員研修について、新しいモデルを構築できればと考えております。ご協力お願い申し上げます。

○ 教員の資質向上が図られるよう引き続き御尽力下さいますようお願いいたします。山形県の教育発展のために今後ともよろしく願いいたします。

○ コロナ禍の中、初任者研修をはじめ、様々な研修の在り方等について、柔軟な対応と検討・改善を図っていただき、ありがとうございます。引き続き、先生方のために質の高い研修講座の提供・運営をお願いします。

○ 幼保小の円滑な接続及び幼児教育の質的向上に向けて、施設種・学校種・設置者種等を問わず一緒に参加・研修できる機会が必要であり、各教育事務所と連携して市町村を対象としたサポート等も検討していただきたいと思っております。

○ 教科・領域に関する研修の充実はもとより、日々変化する現場の教育課題に関する研修や、「主体的・対話的で深い学び」「協働的な学び」につながる研修など幅広い研修の開設や、最新の情報提供をお願いしたい。

## 2 研究事業、相談・支援事業について

○ 特別支援教育に関わる「ICTの活用」について、県の方針は本庁特支課が中心となって検討しているところですが、今後、県教育センターと連携して、より一層、特別支援教育におけるICT活用を推進していきたいと思っておりますので、相談させていただきたい。

○ 通常学級における特別支援教育の必要感は常に高く、研修を受けたい教員は多い。参加したい講座があっても、学校行事等の都合で受講できない場合があり、通常学級の特別支援教育の講座については、2回の設定にして、都合がよい日を選択できるようにしていただけるとありがたい。

○ 令和5年度から実施の山形大学と連携した「学校マネジメント講座」では、受講者が具体的実践を通して学校運営に積極的に関わっていくような研修を構築できればと考えております。実施に当たっては、年間に亘り専門的な視点からの御意見を頂き、センターとしても、今後の教師の資質向上の在り方を省察し、学ぶ機会にしたいと考えております。

○ これまでの山形の教育の蓄積を踏まえつつ、7教振の検討と並走しながら、センターとしても主体的に「山形らしい教育」とは何か、これからの資質向上の在り方を考えつつ業務に当たります。

○ コロナ禍において、ICT活用の推進とともに、研修の在り方自体を問い直すことができました。今後も、教師の学びの質の向上を目指し、今までの取り組みを整理分析しながら、講座の工夫・改善に取り組んで参ります。

○ 円滑な接続並びに幼児教育の質的向上、そして幼児教育に学ぶ姿勢等について、県教育委員会作成のリーフレットを講座において紹介するなどしながら広く共有したいと考えております。引き続き関係各機関と連携してサポートに努めます。

○ 研修に参加された方が、「主体的・対話的で深い学び」「協働的な学び」のよさを実感できることが大切であると考えます。このことについて調査・研究しながら研修内容・方法の両面について改善を続けます。

○ 県教育センターの特別支援教育課としましても県の方針に沿って推進に向け協力して取り組みます。また、ICT活用に向け、センターの他課と連携し情報や実践事例を収集し、授業づくりに役立ててもらえるように充実を図ります。

○ 通常学級における特別支援教育のニーズは高まっていると把握しています。教員一人一人の課題に沿い、実践に役立つ講座内容になるように努めます。また、複数回の設定につきましては、オンデマンド型研修を可能にする等、受講できるような体制を作り充実を図ります。

○ コロナ禍が長引く中、教育相談業務については、児童生徒本人や保護者の重要な相談先となっているため、相談者の不安を解消できるよう、今後も相談体制の充実と相談支援技術の向上に努めていただきたい。

○ 不登校・別室登校の数が、ここ数年で激増している。コロナの影響もあると思うが、児童生徒の変化も実感している。センターの研究の成果に期待します。また、教育相談業務から見えてくる不登校の悩みを持つ最近の子供や親の傾向なども、伝えられる範囲で教えていただけると、学校での対応に生かせるものが分かり、ありがたい。

○ 教育相談の相談業務に関して、メールでの対応件数も一定程度ありますが、昨今のオンライン会議システムの普及等から、Zoom等で相談したいというニーズも考えられます。相談者の多様なニーズに応じてオンラインで相談できるような体制も検討していただきたいと思います。（現在は、教育相談ダイヤルやメール相談、来所相談で悩みを抱えている子どもやその保護者に支援していただいています。相談者がSCとの面談を希望された場合は、義務教育課につないでいただくことは可能でしょうか。義務教育課では、学校配置SCと面談が行えるように、学校や市町村教育委員会と調整し、相談者とSCをつなげるようにしたいと考えています。）

○ 行動制限が緩やかになり、学校行事等が増えてきている中で、人間関係のトラブルに関する相談も増加しております。教育相談課では、相談者の言葉の背景を推察し、相談者の行動変容につながる支援を目指しております。課内でも随時研修を行うなどし、引き続き相談支援体制と技術の向上に努めて参ります。

○ 不登校状態の児童生徒の支援について、当センターでは、令和2年度より3年間、調査研究を行ってまいりました。令和4年度は、学校現場のOJT等で活用できるように25分程度の校内研修用動画を2本作成しました。2本とも、各5分程度に区切って視聴できるようになっております。若手教員の割合を考慮し、ファシリテーター等不在でも、実施可能なプログラムといたしました。是非視聴し、利活用していただければ幸いです。また、不登校の悩みを持つ保護者の傾向としては、小学校低学年の保護者の孤立が挙げられます。小さな疑問や不安を学校へ伝えることに遠慮がある、他の児童生徒の保護者とのつながりが無い、家族の中でも子育てを一人だけで行っている等、悩みを誰にも打ち明けられない相談者が増えている傾向にあります。教育相談課では、そのような相談者の悩みを傾聴し、次の一歩が踏み出せるような支援を引き続き目指していきます。

○ 教育相談課では、いじめや虐待、心身の発達、不登校にかかわる悩み等について、電話、メール、来所で相談をいただいております。来所については、特別な事情により来所が困難な場合の措置として、オンラインによる相談体制についても現在整備しているところです。また、相談者がSCとの面談を希望された場合の対応については、義務教育課と手順や配慮すべき点を確認し、相談者御本人が希望すれば、義務教育課に連絡することが可能となりました。教育相談課といたしましては、引き続き、関係機関と連携をとりながら、相談者の一助となるよう努めて参ります。

※ 以上のほかにも、経営評価でいただいた御意見（「令和4年度経営評価委員による年度末評価」）を踏まえ、令和5年度の経営を進めます。